

# 第3次春日井市産業振興アクションプラン 策定方針

平成 29 年 10 月 26 日

## 1 計画策定の目的

本市では、平成 21 年に「春日井市産業振興アクションプラン（計画期間：平成 21 年度～25 年度）」を策定し、「ベッドタウンからライフタウン」を目指して、市内産業の振興に向けた取組を進めてきました。また、5 年後の平成 26 年に改定したアクションプラン（計画期間：平成 26 年度～30 年度）においては、「魅力ある事業環境で、市内外から選ばれるまち」の推進エンジンとして、「企業誘致」、「事業者支援」、「地域活性」の 3 つの柱を掲げ、戦略的な取組を推進してきました。

近年、全国的な傾向として人口減少や少子高齢化が進展するなど、地域経済を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、国内市場の縮小や労働者不足が指摘されるなど経済の衰えが懸念される状況となっています。また、本市においても、総人口の増加は継続しているものの、生産年齢人口の減少、高齢化が進んでおり、これに伴う労働力の低下や購買力の減少は、本市の経済活動の規模縮小をもたらし、雇用機会の減少、税収の減少等に影響することが懸念されています。

このように、本市をとりまく社会・経済環境がめまぐるしく変化する中、産業振興に係る様々な施策を推進していくことが必要となっています。そこで、現行アクションプランの目標年度である平成 30 年度を間近に控え、既存の施策を検証するとともに、環境の変化を踏まえた新たな施策を打ち出し、産業活性化・地域振興を図るため、「第 3 次春日井市産業振興アクションプラン」を策定するものです。

## 2 計画策定にあたっての基本的事項及び視点

### (1) 計画の位置づけ

本市では、平成 30 年度にスタートする「第六次春日井市総合計画（計画期間：平成 30 年度～39 年度）」の策定を進めています。本計画は、総合計画の産業振興に係る政策目標を実現するための実行計画として位置づけます。

※「第六次春日井市総合計画（中間案）」における産業分野の方向性（平成 29 年 8 月 29 日公表）

○市の将来像：「暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい」

○基本目標：「4 活力とやすらぎのあるまち」（産業）「未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、誰もが安心して働けるまちづくり」

### (2) 計画の名称

計画の名称は、「第 3 次春日井市産業振興アクションプラン」とします。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度の 5 年間とします。

#### (4) 策定にあたっての視点

- ①総合計画における産業部門の方策を実現させる実行計画として、具体的かつ計画期間内に実施すべき施策を位置づけるものとします。
- ②本市の優れた企業立地環境をさらに充実させる施策を展開するとともに、市内事業者間の連携や地域資源の積極的な活用を図り、地域経済の好循環をより一層もたらす視点での施策展開を図ります。
- ③現行計画の検証を行い、その結果を踏まえた発展的な計画とします。また、産業を取り巻く社会情勢は刻々と変化しているため、毎年度実施状況の検証を行いながら、環境の変化や市民・事業者等のニーズに対応した施策の推進を図ります。

### 3 計画の策定体制

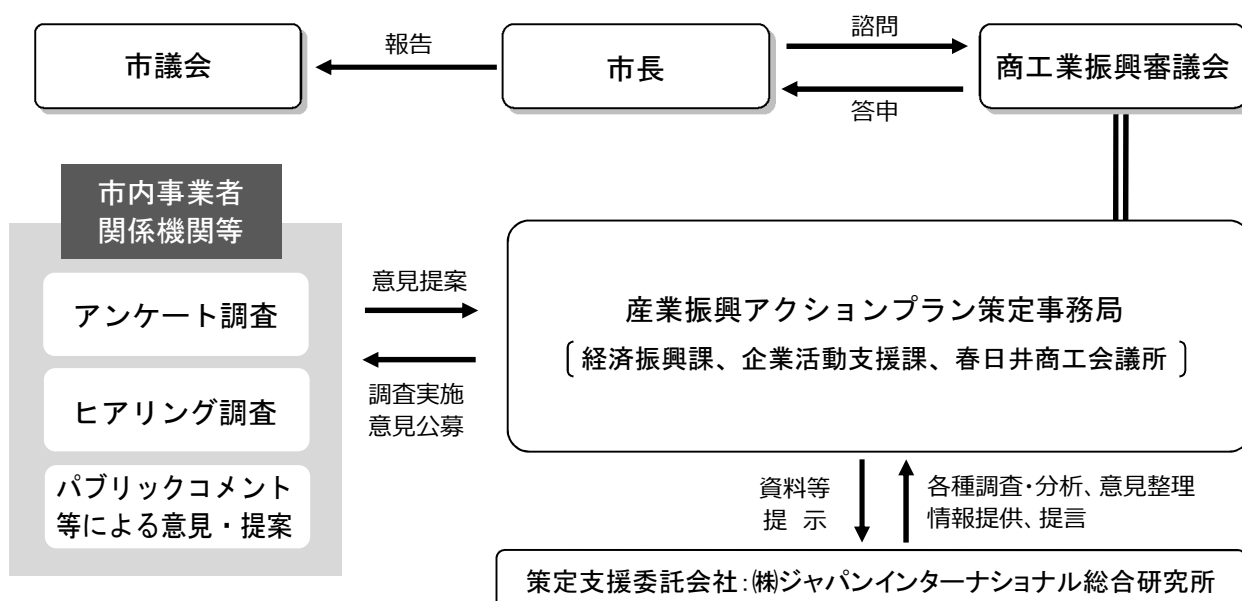
#### (1) 各組織等の役割

計画策定にあたっては、市長からの諮問に応じ、春日井市商工業振興審議会が本アクションプランに関する調査審議を行い、答申を行います。市は答申内容を踏まえ、市政との整合を図ったうえで、議会に報告し計画を決定します。

策定過程における事務局は、春日井市経済振興課、企業活動支援課及び春日井商工会議所が担当し、商工業振興審議会の運営、及び各種調査や計画のとりまとめ等を行います。

また、策定支援委託業者による調査、意見整理や提言も参考にしながらとりまとめていきます。

#### ■ 策定体制図



## (2) 商工業振興審議会の委員構成、審議体制等

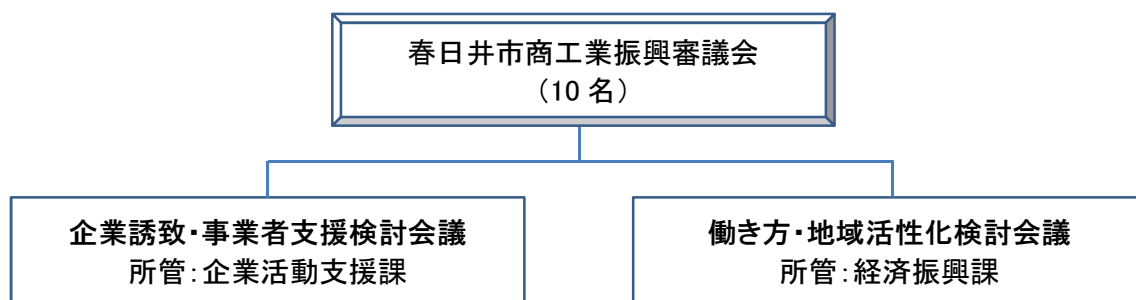
### ①委員の構成

商工業振興審議会は、学識経験者、経済団体の代表、事業者・商店街の代表、金融機関、国施策関係・支援機関代表者などで委員を構成し、産業振興アクションプランに関する事項について調査審議を行います。

### ②検討会議の設置

計画の主要なテーマごとに検討を行うため、検討会議を組織し、専門的な検討を行います。検討会議の体制、検討テーマのイメージは次の通りです。

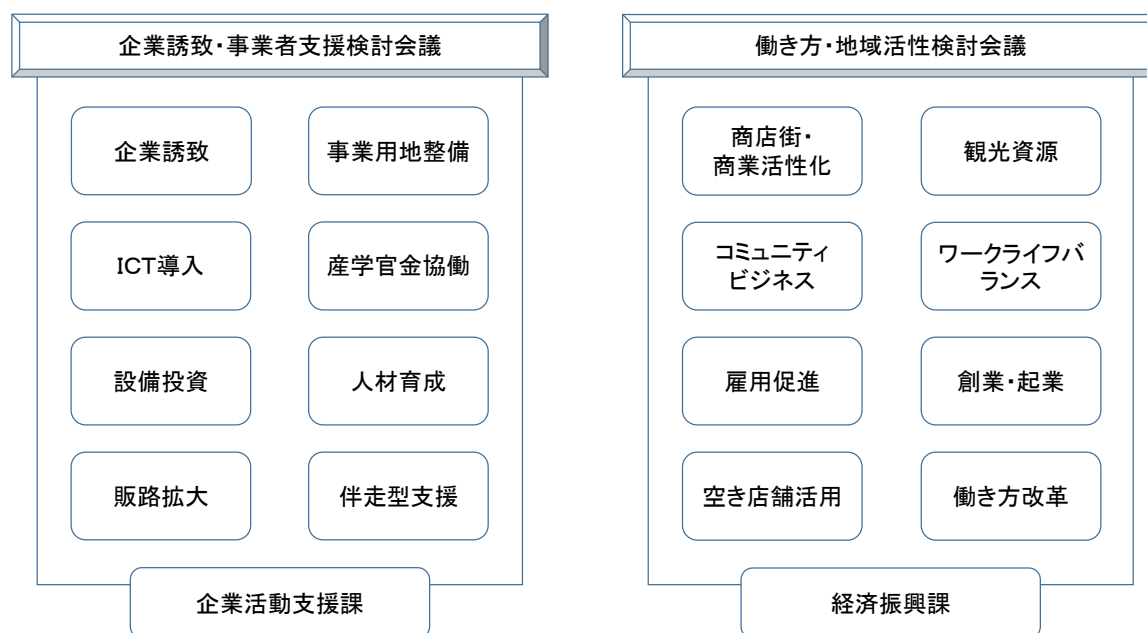
#### ■審議会・検討会議の体制イメージ



#### 【審議会・検討会議の考え方】

- ①検討会議では、「企業誘致・事業者支援検討会議」と「働き方・地域活性化検討会議」の2グループに分ける。
- ②各検討会議でアクションプランの柱を2本つくる。
- ③事務局で案を作成したものを、各検討会議で検討する。
- ④検討会議での意見を盛り込んだもの審議会で承認する。

#### ■検討会議の検討テーマイメージ



※検討会議のテーマは主なイメージを示したものであり、各検討会議において、上記に設定したテーマを超えて相互の内容を議論して頂いても結構です。

## 4 策定の進め方、基本的な流れについて

策定作業は、平成 29 年度から平成 30 年度の 2 か年にわたり、以下の調査等を踏まえながら、進めます。

### (1) 基礎調査

総合計画等の関連文献の把握や統計データの分析により、本市産業に係る現況・課題を整理します。

### (2) アンケート調査

本市の商工業をとりまく現状・課題や、商工業者が必要とする産業支援策等を把握するとともに、現行アクションプラン策定時の状況との経年的な変化を把握し、次期アクションプランに活用するため、市内商工業者を対象にアンケート調査を実施します。

#### ■調査対象：

商工会議所の会員企業のうち、製造業・建設業、商業・サービス業の事業所を抽出して実施します。

抽出数：計 1,000 事業者

「製造業・建設業」 ⇒小規模事業者（従業員 20 人以下）：250、小規模事業者以外：250

「商業・サービス業」⇒小規模事業者（従業員 5 人以下）：250、小規模事業者以外：250

#### ■主な設問案の構成：

- ・回答事業所の属性
- ・現在の事業の状況と見通しについて
- ・事業承継について
- ・人材の育成や事業環境の整備等について
- ・市や商工会議所の支援施策について
- ・自由記述 等

### (3) 関係機関、庁内ヒアリング

現行計画に位置付けられている「具体的施策」に対し、これまでの推進状況と今後の方向性を把握することを目的に、関連する課・機関に対するシート調査を行います。

### (4) パブリックコメント

次期アクションプランについての意見を得るため、市民等を対象にアクションプラン中間案についてのパブリックコメントを実施します。

### (5) 産業振興アクションプラン案の立案

(1) から (3) の各調査を踏まえ、商工業振興審議会による調査・審議を経つつ骨子、中間案を立案し、パブリックコメントを実施したのち、最終案としてとりまとめます。

■ 策定フロー図

